

回収された「その他プラ」はどうなるの?

西宮市の役割



キケン!
こんな物が混ざっているよ。



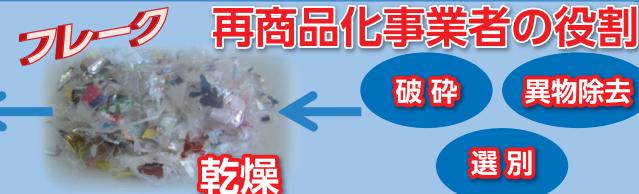
成形
メーカー



ペレット

造粒

再商品化事業者



リサイクル品の事例

日用雑貨



園芸資材



建築資材



ルールを守りましょう

以外は×

だけが分別対象となるのは法律に基づいてリサイクルしているからです。
「容器包装リサイクル法」という法律名のとおり「容器」と「包装」だけが対象となり、たとえプラスチック製のものであっても商品そのものについては分別の対象とはなりません。

二重袋は×
透明袋以外は×

収集、選別作業が困難になります。
中身の見えにくいものは異物や汚れの確認ができず、収集時や中間処理施設での迅速な確認作業の妨げとなります。

汚れは×

リサイクルの質が低下します。
他のきれいな容器包装に汚れや臭いが移ってしまい、衛生状態も悪く、公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会の品質検査で引き取りを断られます。

「その他プラ」

(その他プラスチック製「容器」「包装」)

～分別排出にご協力を～ 生活系



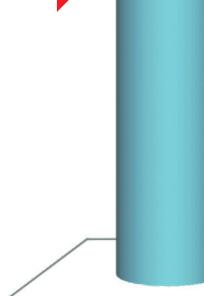
このマークのある
プラスチック
製の容器や包装
が対象です。

西宮市では、「容器包装リサイクル法」に基づき、ごみの減量と資源の更なるリサイクルを推進するために平成25年4月から市内全世帯を対象に「その他プラ」の分別収集を実施しています。

平成25年度
家庭から出たもやごみ
約81,100t

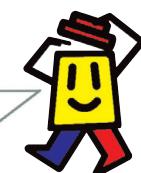


分別されずに
もやごみとして出された
「その他プラ」
約9,400t



まだまだ、
たくさんの資源が
ごみとして
捨てられているね。

分別回収された
「その他プラ」
約1,560t



もやごみを出す前にもう一度
分別の確認を、お願いします。

上記のグラフは平成25年度の家庭から排出された「もやごみ」の総量です。そのうち約12%、量にして約9,400tの「その他プラ」が混入していると推測されます。

同年度の分別回収された「その他プラ」回収量の約1,560tと比較して6倍以上のものがリサイクルされずに「もやごみ」として処理されています。

「その他プラ」とは

●商品が入れられていた物(容器)や包んでいる物(包装)で、主に食料品や日用品に使われているプラスチック製のものです。

●その他プラの対象物には マークがついています。

注)容器包装そのものにマークがなくても、外装や外箱などにまとめて表示されている場合もあります。



このマークの
ものだけを分
別回収します。

その他プラスチック製『容器』・『包装』に該当するもの



中身を使い切り
軽く洗ってから
透明袋で出してね！



乳酸飲料、ソース、たれなどの容器類



シャンプー、洗剤のボトル類



錠剤、目薬などの容器類



カップ麺、ヨーグルトなどのカップ類



ケチャップ、マヨネーズなどのチューブ類



練り歯磨き、洗顔料などのチューブ類



家電製品などの容器類



菓子、冷凍食品などの仕切りトレイ類



肉、魚、惣菜などのトレイ類



ペットボトルのラベル、菓子などの外装類



パン、ラーメン、冷凍食品などの袋類



卵、野菜、果物などのパック類



レジ袋、生活用品の袋類



ペットボトルなどのキャップ類



シャンプー、洗剤などの詰め替え容器類



果物、家電製品などを保護する緩衝材



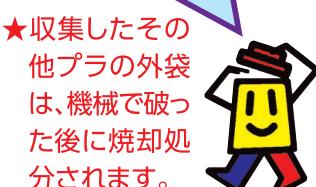
果物、野菜などのネット類



弁当、納豆などの発泡スチロール類

その他プラスチック製『容器』・『包装』ではないもの

レジ袋もリサイクル
対象品なので外袋には
つかわないでね！



《商品そのものや容器や包装ではないもの》



風呂のいす、洗面器、保存用ケースなど

プランター、植木鉢

CDのケース、クリアファイル

《間違えやすいもの》



保存パック

ダイレクトメールの袋

荷作りテープ

クリーニングカバー

出すときの注意

- 中身を空にして汚れているものは、ふき取るか軽く洗って出してください。
- 洗っても汚れの落ちない場合は、「もやすごみ」で出してください。



これぐらいで
OKだよ！

★汚れのひどいものが混ざっていると、せっかく分別していただいたものまでリサイクルできなくなります。

- 中身の見える透明袋で出しましょう。



- 二重袋で出さないでください。



※ルール違反は警告シール
を貼付し収集しません。

★リサイクルのための選別
は、手作業で行っています。
レジ袋などを内袋として使うと、袋を破って
中を取り出す作業が
別に必要となります。